

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

[補充原則1 - 2 議決権電子行使と招集通知の英訳]

当社は、2022年3月開催の定時株主総会より、英文の招集通知(狭義の招集通知・参考書類)を作成し、東京証券取引所ホームページ、当社ホームページに掲載しております。議決権電子行使プラットフォームの利用については、今後機関投資家の意見も踏まえ、導入を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1 - 4 政策保有株式]

当社は原則として政策保有株式として上場株式を保有しません。

当社が保有する株式は、株式の保有を通じた保有先との取引および提携等が当社グループの企業価値向上に資すると判断した非上場株式です。

これらの非上場株式の投資判断においては、すべての案件について取締役会の承認を得ることとしており、投資リターンを踏まえた投資の経済合理性(定量面)や、将来的な投資目的の実現見通しを踏まえた保有意義(戦略面)について検証しております。

投資後も、四半期ごとに取締役会において、被投資企業の事業進捗と当初想定した投資目的の達成状況を報告・モニタリングしております。

なお、戦略的保有銘柄でない判断された銘柄については売却方法の詳細を決定したうえで適切な時期に売却します。

[原則1 - 7 関連当事者間の取引]

取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引は、法令及び関係当事者取引規程の定めに基づき、取締役会での決議を要することとしております。

これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

[原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保]

当社グループは、性別や年齢、国籍、文化、価値観など、さまざまな背景を持つ人材が活躍することで新たな価値を創造、提供していくことができると考えています。当社は創業以来、多様な人材を採用・登用しており、2025年12月末日現在、女性比率は45.8%、女性管理職比率は40.0%、外国籍管理職比率は3.3%、中途採用者管理職比率は96.7%となっています。また、20~50代までの幅広い年齢層が事業に携わっております。

多様性についての指標のひとつである女性管理職比率について、当社は政府が掲げる2030年までの目標である30%を現時点で超過達成しており、その他の指標においても、政府が目標とする水準を維持していく考えです。今後も、役職員一人ひとりがお互いを認め合い、個々の多様性を受け入れ、能力を最大限に発揮して活躍できる環境づくりを目指してまいります。

[原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を導入しておりません。

[原則3 - 1 情報開示の充実]

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

『eギフトを軸として、人、企業、街の間に、さまざまな縁を育むサービスを提供する』というコーポレートビジョンのもと、『キモチの循環を促進することで、よりよい関係でつながった社会をつくる』ことをミッションに、eギフトの発行から流通まで一貫通貫で提供するeギフトプラットフォーム事業を国内外で展開しています。

経営戦略、事業計画については、ウェブページでの決算説明資料の公開やIR活動等を通じた説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、1. 基本的な考え方をご参照ください。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬の総額は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内とし、取締役に支給する報酬は、報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

なお、取締役の報酬の詳細については、本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役報酬関係」をご参照ください。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、性別、年齢、国籍等の区別なく、当社のビジョン、ミッション及び企業文化に対する理解と共感があること、役員として必要な見識、公平さを有すること、当社の持続的な成長と発展及び中長期的な企業価値向上に寄与することができること等を重視し、当社の定める役員選定基準および取締役会の構成に関する考え方を踏まえ選定しております。

取締役選任の手続きといたしましては、当社は取締役会の任意の諮問機関として設置している指名委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定することとしております。

取締役が、その任期中、選定基準に定める資質を満たさなくなった場合、不正な行為あるいは当社の信用を損なう行為があると認める場合、又は、取締役として適格性に欠くと判断する場合、法令および取締役会規程に従い、解任提案は、指名委員会での審議を経たうえで、取締役会にて決定いたします。

()取締役候補・監査役候補の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に理由、経歴等を記載いたしております。

[原則3 - 1 サステナビリティについての取組み]

当社グループは、サステナビリティへの取り組みとして、サービス・ソリューションを通じて社会課題を解決し、持続的な企業価値向上に繋げることを目指しています。

当社のeギフトは、CO2排出量の削減や人的負担の軽減に貢献しており、2025年には、プラスチックカード型のギフトを配送した場合に対し、約6,900トンのCO2排出量の削減に繋がりました。また、2025年に利用が進んだ自治体の補助金施策においても、eギフトの利用が環境負荷の軽減や人的負担の軽減に貢献しています。

また、当社は、従業員を継続的な成長を実現するための「人的資本」と捉え、多様な背景を持つ人材が活躍できる環境を整備するために、採用・登用やフレックス勤務制度の導入などの施策を進めています。引き続き、従業員が働きがいを感じられるエンゲージメントの高い職場環境を目指し、人的資本に関わる投資を行ってまいります。

当社のサステナビリティに関する取り組みの詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://giftee.co.jp/ir/sustainability>

< 人的資本や知的財産への投資等 >

当社グループは、性別や年齢、国籍、文化、価値観など、さまざまな背景を持つ人材が活躍することで新たな価値を創造、提供していくことができると考え、人的資本への投資として、人材開発・育成を重視しています。役職員一人ひとりがお互いを認め合い、個々の多様性を受け入れ、能力を最大限に発揮して活躍できるよう、人材開発・育成を通じた、個と組織の強化に取り組んでいます。

当社グループは、「知」への敬意を基本とし、知的財産を知的財産権のみならず広く無形資産(技術、各種ノウハウ、データ、ブランド、コンテンツ等)全般を指すものとしてとらえと共に、当社グループの競争力強化、優位性の発揮、ブランド価値向上、さらなる事業展開に向けたビジネス資源の一つとしてとらえ、投資を含めてさらに強化を図ってまいります。

< 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響 >

TCFD 提言に基づく情報開示については、当社ウェブサイト(<https://giftee.co.jp/ir/sustainability/env>)をご覧ください。

[補充原則4 - 1 経営陣への委任の範囲]

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」および「職務権限規程」において定めています。

それ以外の業務執行の決定については、経営会議および代表取締役社長等に委任しており、その内容は、「職務権限規程」において明確に定めています。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立社外取締役の独立性判断基準としております。

社外取締役については、特に当社の持続的な成長と発展および中長期的な企業価値向上に寄与する経営と執行への助言・提言並びに適切な経営判断ができ、取締役会等において自由闊達に議論し、率直で建設的な検討への貢献ができることを重要視し、最適任と認められる者を適正に選定し、候補者とするとしております。

[補充原則4 - 10 委員会構成の独立性に関する考え方]

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

各委員会は、取締役会の決議により選任された独立社外取締役3名で構成されており、また、独立社外取締役より委員長を選任しております。

[補充原則4 - 11 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役は、性別、年齢、国籍等の区別なく、当社のビジョン、ミッション及び企業文化に対する理解と共感があること、役員として必要な見識、公平さを有すること、当社の持続的な成長と発展及び中長期的な企業価値向上に寄与することができること等を重視し、当社の定める役員選定基準および取締役会の構成に関する考え方を踏まえ選定されております。

現在の取締役会は、豊富な職務経験および高い見識を有する独立社外取締役3名を含む7名(男性6名、女性1名)で構成されております。

取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスは、その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項を参照ください。

[補充原則4 - 11 取締役及び監査役の兼任状況]

取締役の主要な兼務状況については、有価証券報告書における取締役の略歴に記載のとおりです。

なお、いずれの兼任についても、当社におけるその役割と責務を適切に果たせる状況である旨を確認しております。

[補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価]

(1) 評価目的

当社は、全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおり、その一環と

して、毎年、取締役会の実効性を分析ならびに評価することとしております。

(2) 評価の方法

2025年12月期の取締役会の実効性評価につきまして、すべての取締役・監査役を対象に外部機関の設計によるアンケート調査を実施し、当社の取締役会がその役割・責務を実効的に果たすうえで重要と考えられる事項(取締役会の構成・運営、役員報酬・指名、トレーニング、取締役の報酬・指名等)について確認し、取締役会において、アンケートの分析結果に基づき当年度の実効性と課題の所在等について報告いたしました。

(3) 評価結果の概要

2025年12月期の評価の結果、当社取締役会は全体として実効性が概ね確保されており、実効的に機能していると評価されました。一方で、取締役会の監督機能を一層高める観点から、以下の点については引き続き取り組みを強化すべき事項として認識されました。

- ・ 取締役会構成の見直し・強化
- ・ 取締役会のアジェンダおよび議論の充実

当社取締役会は、これらの認識を踏まえ、取締役会構成および運営のあり方について継続的に見直しを進め、今後もより実効的な監督機能の発揮に取り組んでまいります。

[補充原則4 - 14 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役・監査役が各人に期待される役割・責務を適切に果たすべく、各人の判断により必要な知見を主体的に学ぶことを基本とする一方で、会社としても、適宜、コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等、当社の持続的成長と企業価値向上に資する研修機会を提供しております。

これらのトレーニングの内容や提供方法については、毎年実施している取締役会の実効性評価において、その適切性を確認し、必要に応じて見直し・改善を行っております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と建設的な対話を行うことが重要と考えております。

そのため、CFOを中心としたIR体制を構築し、株主・投資家との対話の場を設けております。また、株主・投資家との面談等には、CEO/CFOが合理的な範囲で出席し、説明しております。

(2) 株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

当社はCFOが統括するIR部が関連部署と連携し、意見交換や株主・投資家の皆様が必要とする情報収集を定期的に行う体制を構築しています。

(3) 個別面談以外の対話の手段

四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、CEO自らが説明を行うことを基本方針としております。

また、当日ご参加になれないアナリスト・株主・機関投資家や個人投資家に対しては、ホームページ上の決算説明会資料・決算説明会動画を掲載する等、情報提供の充実に取り組んでおります。

(4) フィードバックのための方策

株主との対話を通じて把握された意見・懸念等は、CFOが統括するIR部で記録・保管され、意見・懸念の内容に応じて、CFOから適宜取締役会や経営陣幹部に報告し、必要な対応を行っております。

(5) インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、インサイダー取引の防止を図るための社内規程を定め、役職員全体への周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

また、投資判断に影響を与える重要事実に関する情報を適切に管理し、決算情報の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から沈黙期間を定め、この期間中は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

| | |
|--|------------|
| 記載内容 更新 | 取組みの開示(初回) |
| 英文開示の有無 更新 | 有り |

該当項目に関する説明 更新

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応][英文開示有り]

当社は、継続的な利益成長に加え、資本コストを意識した経営の推進により、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

当社は2024年11月14日に配当方針の変更を発表し、安定的な利益創出フェーズへの移行と将来事業成長へのコンフィデンスを背景に初配実施を決定いたしました。

人的投資・開発投資といった成長投資を優先しつつも、配当性向30%()を目処とした累進配当の実施と利益成長に応じた増配を通じて、株主還元との最適なバランスを実現し、現預金と借入を戦略的に活用しながら、WACCを意識した規律ある投資判断と適切な財務マネジメントを推進しております。

配当性向は、親会社株主に帰属する当期純利益に加え、減損損失などの一時的な損益を調整したNon-GAAP当期純利益をベースに算出いたします。

また、取締役および従業員に対しては、ストックオプション(新株予約権)または譲渡制限付株式を付与することで、中長期的な企業価値向上へのコミットメントとインセンティブとして機能させ、株主価値の最大化に繋げております。

企業価値の持続的な向上に向けた取り組みの詳細に関しては、2024年12月期第3四半期決算説明資料(当社ホームページ: <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS04721/3584e730/4bc6/412c/8bb7/730ef2b4caa5/140120241114523951.pdf>)に記載の「P17-配当方針の変更と企業価値

の持続的向上に向けた取り組み」をご覧ください。

[株主との対話の実施状況等]

当社は、またIRホームページ、決算発表資料、株主総会招集通知等を通じて情報提供を行っています。また、国内・海外機関投資家との面談について、複数のカンファレンスへの参加や、双方向での対話が可能な説明会等を行い、合理的な範囲で積極的な対話を継続的に行っております。2025年12月期の活動状況は以下の通りです。

- () 決算説明会 4回
 - () スモール・グループ面談 12件
 - () 1on1ミーティング 151件
- 国内機関投資家87件、海外機関投資家53件、証券アナリスト11件

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 太田 睦 | 5,168,400 | 17.35 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,663,700 | 8.94 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 1,974,800 | 6.63 |
| 梅田 裕真 | 1,710,000 | 5.74 |
| 柳瀬 文孝 | 1,364,000 | 4.58 |
| 鈴木 達哉 | 1,338,400 | 4.49 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) | 1,112,899 | 3.73 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 1,035,160 | 3.47 |
| 株式会社ジェーシービー | 950,000 | 3.19 |
| 楽天証券株式会社共有口 | 513,800 | 1.72 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記、【大株主の状況】は、2025年12月末日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

| | |
|--|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 プライム |
| 決算期 | 12月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small> | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 7名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 妹尾 堅一郎 | 他の会社出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 中島 真 | 他の会社出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 伊能 美和子 | 他の会社出身者 | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、
「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、
「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|--|
| 妹尾 堅一郎 | | | 同氏は、産学連携、知的財産戦略、ビジネスモデル構築の分野において豊富な知識を有し、学术界での貢献に加え、政府機関の委員を務めるなど多方面での経験を有しております。これらの知見を生かし、客観的かつ多角的な視点から、経営の重要事項の決定及び業務執行に対し、監督・助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間に、重要な人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 中島 真 | | | 同氏は、事業開発、経営戦略の立案、組織運営に加え、資本政策やファイナンス分野における多様な経験と、それに基づく高い見識を有しております。これらの知見を生かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対し、監督・助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間に、重要な人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 伊能 美和子 | | | 同氏は、事業会社において企業内起業家として数多くの新規事業を立ち上げ、グループ会社の経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらの知見を生かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対し、監督・助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 同氏と当社との間に、重要な人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他(名) | 委員長(議 長) |
|----------------------|-----------|--------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-------------|
| 指名委員会に相当 する任意の委員会 | 指名委員会(任意) | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 社外取 締役 |
| 報酬委員会に相当 する任意の委員会 | 報酬委員会(任意) | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 社外取 締役 |

補足説明

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

現在の委員は以下の通りです。

【指名委員会】

委員長：妹尾 堅一郎(社外取締役)

委員：中島 真(社外取締役)、伊能 美和子(社外取締役)

【報酬委員会】

委員長：妹尾 堅一郎(社外取締役)

委員：中島 真(社外取締役)、伊能 美和子(社外取締役)

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 工木 大造 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 秋元 芳央 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 植野 和宏 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|---|
| 工木 大造 | | | 同氏は、長年にわたるインターネット業界における深い知見及び、複数の企業で培われた経営者としての豊富な経験を有しております。その豊富な経験と知見を、引き続き当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 同氏と当社との間に、重要な人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 秋元 芳央 | | | 同氏は、弁護士として国際取引を含む企業法務、コーポレート・ガバナンスやリスクマネジメントに関する経験、及びIT業界に関する幅広い見識を有しております。その高い専門的知見を、引き続き、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に、重要な人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 |
| 植野 和宏 | | 同氏は当社の会計監査人であるEY 新日本有限責任監査法人に公認会計士として所属していましたが、2019年3月に同監査法人を退職していること、および同監査法人は当社から多額の金銭を得ている会計専門家にあたらないことから、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。 | 同氏は、監査法人での勤務経験のほか、公認会計士及び税理士としての豊富な経験・見識を有しております。その高い専門的知見を、引き続き、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準を比較検討したうえで、当社の現行制度や報酬水準の妥当性を確認しつつ、各取締役の職責や業績を踏まえた適切な水準で決定しております。

報酬の内容は、基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)及び株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されています。

基本報酬(金銭報酬)は、取締役の役割や職責に応じて設定し、毎月一定額を支給しております。

業績連動報酬(金銭報酬)は、対象年度におけるEBITDA計画の達成有無に基づき支給額を決定しており、企業価値向上に対するインセンティブとして機能しております。

株式報酬(譲渡制限付株式報酬)は、取締役(社外取締役を除く。)に対して、株主との価値共有及び株価への意識付けを通じた中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、毎年一定の時期に株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内で付与しております。付与される株式数については、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を参考に設定しております。

なお、社外取締役については、その監督機能に鑑みて基本報酬(金銭報酬)のみを支給しております。

また、当社は、取締役(社外取締役を除く。)に対して有償ストック・オプションを発行しております。このストック・オプションは、各取締役が自己の投資判断に基づき引き受けるものであり、会社法上の報酬には該当しませんが、取締役の株価に対する意識付けを強化し、企業価値の向上を目的とするインセンティブとしての機能を期待しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役および従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

2025年12月期の当社の役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く) 4名 総額 136百万円(固定報酬85百万円、業績連動報酬14百万円、非金銭(業績連動)報酬36百万円)

社外取締役 3名 総額 18百万円(固定報酬 18百万円)

社外監査役 3名 総額 8百万円(固定報酬 8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針といいます。)について、2025年2月開催の取締役会において審議・決定しております。

当社の取締役(社外取締役を除く。以下本項目にて同じ。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準を比較検討したうえで、当社の現行制度や報酬水準の妥当性を確認しつつ、各取締役の職責や業績を踏まえた適切な水準で決定しております。

報酬の内容は、基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)及び株式報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成されています。

基本報酬(金銭報酬)は、取締役の役割や職責に応じて設定し、毎月一定額を支給しております。

業績連動報酬(金銭報酬)は、対象年度におけるEBITDA計画の達成有無に基づき支給額を決定しており、企業価値向上に対するインセンティブとして機能しております。

株式報酬(譲渡制限付株式報酬)は、取締役に対して、株主との価値共有及び株価への意識付けを通じた中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、毎年一定の時期に株主総会において承認を得た株式報酬上限額の範囲内で付与しております。付与される株式数については、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を参考に設定しております。

なお、社外取締役については、その監督機能に鑑みて基本報酬(金銭報酬)のみを支給しております。

また、当社は、取締役に対して有償ストック・オプションを発行しております。このストック・オプションは、各取締役が自己の投資判断に基づき引き受けるものであり、会社法上の報酬には該当しませんが、取締役の株価に対する意識付けを強化し、企業価値の向上を目的とするインセンティブとしての機能を期待しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。また、金銭報酬とは別枠で当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを同株主総会で決議されており、譲渡制限付株式報酬については、年額2億円以内及び当社普通株式の総数は年50,000株以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は3名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会において年額1千5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は3名です。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。個人別の報酬額等の具体的内容については、報酬構成・水準・総額上限等について報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて、取締役会の決議によって決定することとしております。

委員長：妹尾 堅一郎(社外取締役)

委員：中島 真(社外取締役)、伊能 美和子(社外取締役)

取締役会は、2025年12月期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは主にコーポレート本部が担当しております。

コーポレート本部は、取締役会事務局として、取締役会に関する様々なサポートと実施する他、重要会議の議事、結果の報告を行っております。加えて、社外監査役に対しましては、常勤監査役より、会計監査・内部監査等監査結果の情報共有を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|------|-------|------|---------------------------|--------|----|
| 該当なし | | | | | |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、その他として経営会議を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

(1)取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

【取締役会構成員の氏名等】

議長 代表取締役 太田 睦

構成員 代表取締役 鈴木 達哉、取締役 柳瀬 文孝、取締役 藤田 良和、社外取締役 妹尾 堅一郎、社外取締役 中島 真、社外取締役 伊能 美和子

(2)監査役会

当社の監査役会は、提出日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

【監査役会構成員の氏名等】

議長 常勤監査役(社外) 工木 大造

構成員 社外監査役 秋元 芳央、社外監査役 植野 和宏

(3)会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

(4)経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置しております。出席者は常勤取締役及び代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も経営会議に参加し、経営会議の運営状況を監視しております。

(5)指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、指名・報酬に関する取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。取締役の指名及び報酬等に関しては、各委員会の答申を踏まえて取締役会において決定することとしております。

【構成員の氏名等】

委員長 社外取締役 妹尾 堅一郎

委員 社外取締役 中島 真、社外取締役 伊能 美和子

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 発送前にTDnetおよび当社ホームページにおいて招集通知を公表のうえ、法定期限までに発送し、株主の方々が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、さらなる早期化に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | いわゆる集中日および集中時間帯以外での株主総会の設定に努めており、第16回定時株主総会は2026年3月30日午後開催しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 英文の招集通知(狭義の招集通知・参考書類)を作成し、東京証券取引所ホームページ、当社ホームページに掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページのIR専用ページにIRポリシーを掲載し、「基本方針」「情報開示の方法について」「インサイダー取引の未然防止」「業績予想及び将来情報の取り扱い」「沈黙期間について」「社内体制の整備について」の各項目について記載しております。詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://giftee.co.jp/ir/strategy/policy | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 当社ホームページのIR専用ページに決算説明資料、短信、適時開示等を原則として開示と同時に掲載、それらに加えて、代表取締役CEOによる決算説明動画の掲載も行っております。また、株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会を四半期に1回開催し、代表取締役CEOおよび取締役CFOがアナリスト・機関投資家に経営戦略や経営状況を伝えているほか、証券会社主催のコンファレンスや個別取材にも積極的に応じています。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 適宜、米国・欧州・アジアの投資家向けに海外IRを実施し、代表取締役および取締役CFOによる海外の投資家との個別面談も積極的に行っています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページのIR専用ページに、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、決算説明会資料等を掲載しています。また、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料に関しては英文開示を行っております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 代表取締役CEO及び取締役CFOを筆頭に、コーポレート本部に設けているIR部が主管組織としてIR活動を実施しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。 |

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、サステナビリティへの取り組みとして、サービス・ソリューションを通じて社会課題を解決し、持続的な企業価値向上に繋げることを目指しています。

当社のeギフトは、CO2排出量の削減や人的負担の軽減に貢献しており、2025年には、プラスチックカード型のギフトを配送した場合に対し、約6,900トンのCO2排出量の削減に繋がりました。また、2025年に利用が進んだ自治体の補助金施策においても、eギフトの利用が環境負荷の軽減や人的負担の軽減に貢献しています。

また、当社は、従業員を継続的な成長を実現するための「人的資本」と捉え、多様な背景を持つ人材が活躍できる環境を整備するために、採用・登用やフレックス勤務制度の導入などの施策を進めています。引き続き、従業員が働きがいを感じられるエンゲージメントの高い職場環境を目指し、人的資本に関わる投資を行っていきます。

当社のサステナビリティに関する取り組みの詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 <https://giftee.co.jp/ir/sustainability>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、金融商品取引法、金融商品取引所の適時開示規則等の関連法令並びに諸規則を遵守し、企業価値評価や投資判断に資する情報の適時・適切な開示に努めます。

また、株主、投資家等のステークホルダーのみなさまに、当社に対する理解を深めていただくために有用と判断される情報についても、積極的な情報開示に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議をしており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」に定める内容は以下のとおりです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。
- (b) コンプライアンス体制の整備強化を図るために「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「コンプライアンス規程」及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査担当が当社グループの内部監査を積極的に実施することにより、コンプライアンス体制を確保し、内部統制システムの有効性と妥当性を検証します。
- (c) 健全な組織運営を目指し、内部通報制度を導入して運営します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」の定めのほか、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
- (b) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (a) 損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。
- (b) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
- (b) 業務執行に関しては、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求めます。
- (b) 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
- (b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査担当と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとします。

j. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは反社会的勢力との関係を遮断しており、当社グループの把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。当社グループは「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」において、公正かつ健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与について防止することを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、弁護士・所轄警察・特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を図り、法的対抗手段も念頭に置いた毅然とした態度で対応を行っていく方針であります。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

所管統括部門であるコーポレート本部では、反社会的勢力排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例、指針及びガイドライン、その他反社会的勢力排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察又は特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センターその他反社会的勢力排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築を努める方針です。また、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力調査要領」等に明文化した上で役員及び従業員への周知を図っております。

新規取引を行う際には、インターネットによるキーワード検索及び新聞記事検索サービス等を利用した調査により情報収集を行っております。既存の取引先に対しても調査を行っており、継続取引先のうち前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うほか、経営者及び出資者の変更が明らかになった場合についても調査を行っております。また、当社の株主・役員等・社員に対する反社会的勢力に関する調査については、それぞれ調査範囲を定め、同様の方法により定期的に行っております。さらに、取引先との契約締結時には、反社会的勢力等と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

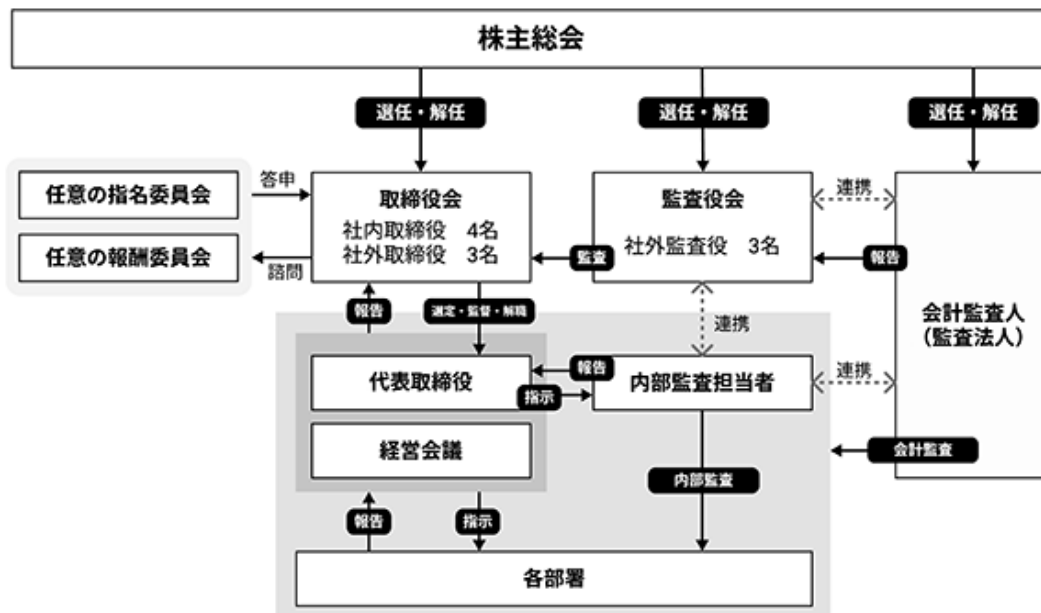
買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

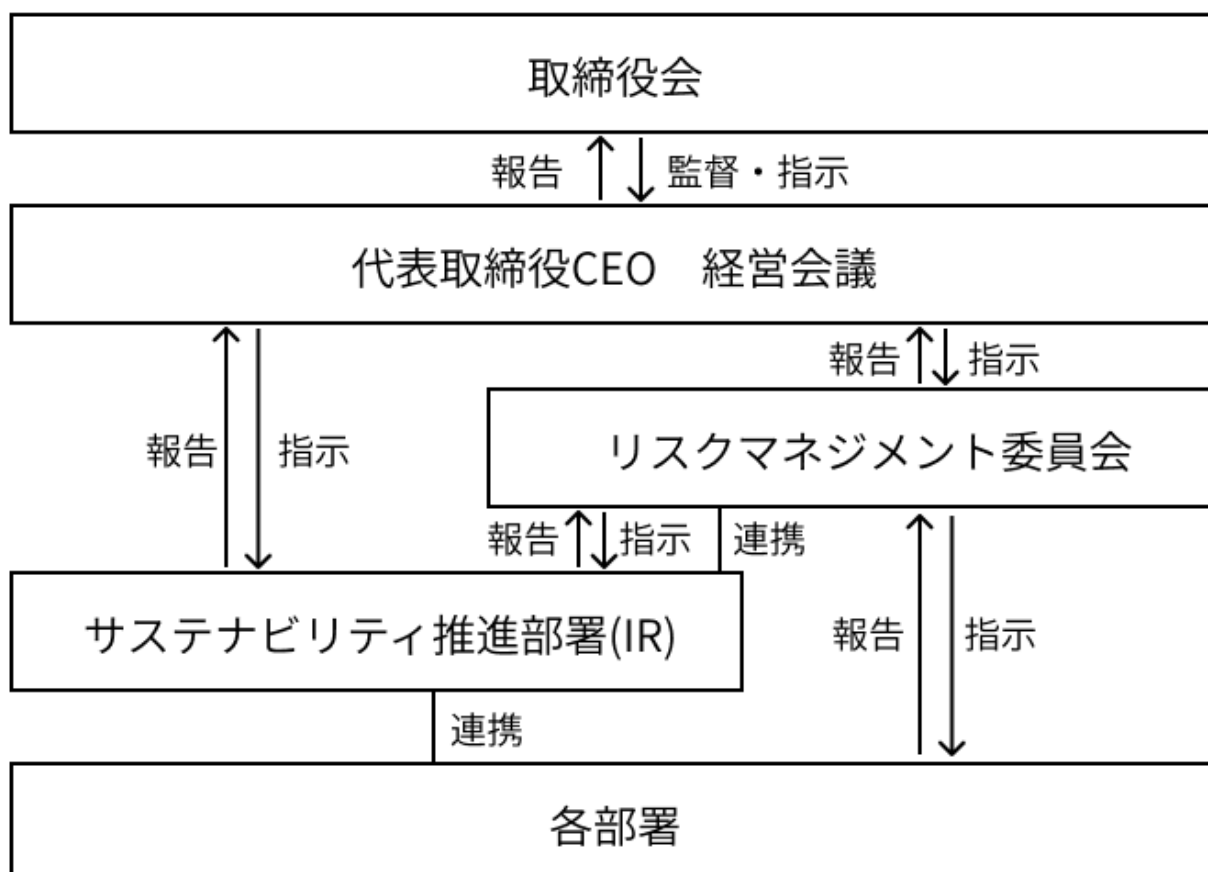
当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。



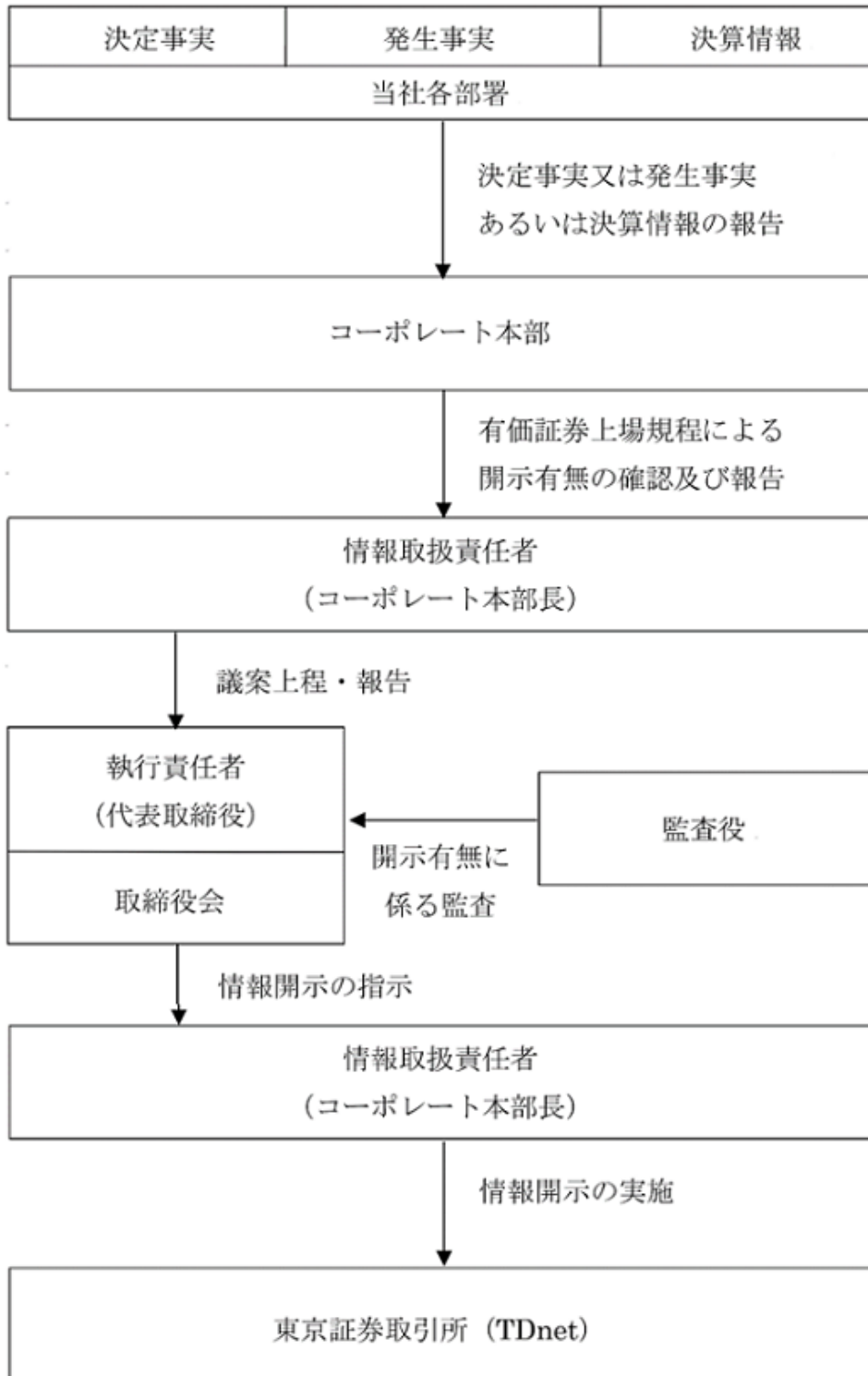
【スキルマトリックス】

| 氏名 (生年月日) | 役職 | 委員会 ○=委員長 | | 分野 | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------|--------------|----|------|-----------------|-------|----------------|----------------|-------|----------------|------------------------|----------|
| | | 指名 | 報酬 | 企業経営 | エンジニア リング・IT | グローバル | 営業・ マーケティング | ファイナンス・ M&A | 財務・会計 | 人事・労務・ 人材開発 | 法務・ リスク管理・ ガバナンス | サステナビリティ |
| 太田 睦 1984年12月29日 | 代表取締役 CEO | | | ● | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 鈴木 達哉 1985年7月24日 | 代表取締役 COO | | | ● | ● | | ● | ● | | ● | | |
| 柳瀬 文孝 1980年9月11日 | 取締役 CTO | | | ● | ● | ● | | | | ● | | |
| 藤田 良和 1986年5月10日 | 取締役 CFO | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 妹尾 堅一郎 1954年1月1日 | 社外取締役 | ○ | ○ | ● | ● | | ● | | | ● | ● | ● |
| 中島 真 1979年5月9日 | 社外取締役 | ○ | ○ | ● | ● | | ● | ● | | ● | | ● |
| 伊能 美和子 1964年10月11日 | 社外取締役 | ○ | ○ | ● | ● | | ● | ● | | ● | | ● |
| 工木 大造 1964年7月4日 | 社外監査役 | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 秋元 芳央 1972年12月30日 | 社外監査役 | | | | | | | | | | ● | |
| 植野 和宏 1977年3月8日 | 社外監査役 | | | ● | | | | | ● | | | |

【サステナビリティ体制図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



(注) 発生事実に関する情報は、執行責任者（代表取締役）の判断により、取締役会の報告を経ずに開示する